

○議長（長澤健君）

続いて通告6番、5番 望月眞君の一般質問を行います。

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

5番議員 望月眞です。通告に沿って質問いたします。

通告1、環境美化の推進についての質問をします。町や地域のこれまでの環境美化の取り組みにより、以前よりも、ごみや空き缶の投げ捨てが少なくなっているような気がします。しかし、土手道や公園の脇などにコンビニ袋に入った弁当でしょうか。ごみが放置されているようなこともあります。また、コロナの影響か、使用済みマスクが路上に落ちていることがよくあります。

最初の質問になります。地域や町全体の環境美化の現状や課題について、どのように把握しているか伺います。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまのご質問にお答えします。町では廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、きれいなふるさとづくり条例に基づき、町内各地区に環境衛生委員会を設置しております。環境衛生委員会は、リサイクルステーションやごみステーションなどの管理や、年2回行われているクリーンキャンペーンなど地域の環境に関することについて、各地区の中心的な役割を担っております。

町では、年2回から3回、各地区の環境衛生委員会の会長で構成される「環境衛生委員長会議」を開催し、各地区の環境に関する情報や各地区の諸問題などを話し合う機会を設けておりますので、その会議の中で、町内の環境に関する状況の把握に努めております。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

各区の環境衛生委員を招集して、環境衛生委員会が開催されていることは存じています。その環境衛生委員会の中で具体的に最近こんな話題が出ていますよとか、あるいはこんなことが問題になっていますよ、と言ったような例がありましたら教えていただきますと思います。再質問です。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

環境衛生委員長会議での具体的なご意見といたしましては、特にリサイクルステーションの管理を中心に行っていただいておりますので、各地区の環境衛

生委員さんが、その管理に苦勞をしているという話が多く出されております。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。環境衛生委員会では、主にリサイクルステーションの管理やごみの出し方が不徹底なことといったことが話題になっているという今のご答弁でしたが、再質問で、地域の環境美化に対して町民から苦情とか問い合わせがありましたら、具体的にどのような内容のものがあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

地域の住民の方からの苦情等の問い合わせの内容でございますが、町民の方から、多く寄せられる内容としましては多種多様ございますが、一番多く寄せられる苦情は隣近所についての苦情でございます。例えば、隣の家雑草・雑木が気になるとか、隣の家犬や猫の飼い方が良くないのではないかなど。その他、隣の敷地で野焼きをしているといったご相談が寄せられております。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

隣近所の苦情を対応するのは担当課としてはとても難しいと思いますが、私は結構、犬の糞の放置に対する苦情も多いのではないかとこのように思います。私たちは通学時の見守り活動や声かけ活動をしてはいますが、通学路にも犬の糞が放置されていることが多いです。子どもたちに踏まないように注意したり、私たちが袋を持ち歩いて回収したりしています。

鰯沢北区では14人の子どもたちが、2つの班を編成して増穂小学校に通学をしています。先日、通学路の安全確認を兼ねて、ヤマザキデイリーストアから増穂小学校まで子どもたちと歩いてみました。そうしたら、中身の入ったコーヒ缶が投げ捨てられていて、子どもがそれを拾ってきました。また、4箇所犬の糞が放置されたままです。町内を歩いてみると、犬の糞の注意を呼びかける看板が結構目立ちます。お寺の境内や公共施設などにも注意を促す貼り紙や看板が目立ちます。

2番目の質問となります。ごみの投げ捨てや、犬や猫、特に犬の糞の放置にどのように対策しているのか伺います。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまのご質問にお答えします。ごみの投げ捨て防止対策に対しましては、町では、幼少期から環境問題について学べるようにということで、保育所や児童館などで環境教室を実施しております。教室では、地球温暖化やマイクロプラスチック問題など、地球環境に関することについて学習しております。また、ごみのポイ捨てをせず、分別して適正処理をすることで、資源として再利用できるという資源リサイクルについても学習しております。

このように、子どものうちから、環境教育を実施することで環境意識を高め、習慣化できるようにと努めております。

また、犬の糞の放置についてですが、飼い主のマナーが一番の要因になりますので、町の広報誌や狂犬病の集合注射の案内ハガキなどに犬の飼養のマナーについて注意書きや、実際に糞の放置が多い場所については、警告看板を設置しております。さらに犬などの糞を放置した個人が特定できた場合は、家を訪問し、直接指導をしております。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問です。子どもたちの環境教育の推進から、直接犬の糞の放置をしている人を見たら家に行って注意を呼び掛けるということで、取り組みをしていらっしゃるというふうに理解しましたが、まだまだ犬の糞の放置はなくなっていないのが現実です。犬の糞を放置する飼い主さんは一部の人だと思いますが、犬の糞の放置をなくすためには、あるいはごみ捨てですが、飼い主さんに注意を促していくしかありません。鯉沢北県営団地付近の歩道には、大型犬と思われる犬の糞があちらこちらに放置されたままでした。住民や通学する小中学生の迷惑になっていました。住宅住民が自主的にメッセージを書き銀杏の木に5、6本ありますが全て貼り付けて注意を促していました。私たちもすべての糞を回収して、放置場所に石灰をまき、石灰をまいたのは自覚してくださいという意味合いでまいた訳ですが、町民生活課からいただいた看板も2箇所に取り付けました。

飼い主さんも自覚してくれたのか、今は糞の放置はなくなっています。具体的に活動していくことが大切だと思います。町としても飼い主さんへの啓発活動にこれまでも取り組んでいらっしゃると思いますが、一層、取り組んでほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまの啓発活動に一層取り組んでほしいというご質問ですけれども、やはり飼い主の方のマナーが一番の問題と理解しております。町のホームページや今はLINE、フェイスブックなどを活用し、より一層、飼い主に向け、犬の適正な飼養について注意喚起を図って参りたいと考えております。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問です。やはり具体的な取り組みとか、目に見える形の取り組みというのが私は大事ではないかなと思います。毎年、狂犬病の予防接種が義務づけられていると思いますが、その際に具体的な啓発活動をすることも大切だと思います。

ちょっと持ってきましたが、例えば糞の回収グッズの紹介をしたり、私たちはこういうものをもって犬の糞を回収しています。この袋の中に手を入れて、このままつかめば犬の糞が拾える。そして内袋だけを取り出してトイレに流せばそのまま流せるというものです。これは1枚10円くらいのもので、その他に、臭いのしない袋だとか、これも袋に手を突っ込んでそのまま拾って、後は縛ってごみに捨てるようなものですが、こういったグッズを紹介したり、あるいは1枚ずつ配布していくというような具体的な啓発が必要と思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまの具体的な啓発活動ということにお答えします。狂犬病予防法では、犬を飼う場合は住んでいる自治体に登録をしなければなりませんので、そういった町の登録をする際など、また先ほどおっしゃられたように狂犬病の予防注射の集団接種、後は窓口での予防接種済証の発行の機会がございますので、そういった機会を利用して、糞の回収グッズ等を含めまして、犬の適正な飼養について啓発するチラシやパンフレットなどを配布して参りたいと考えております。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

これは住民一人ひとりの心の問題、マナーの問題でもあると思います。地域や町全体の環境美化をさらに推進していくために、町民一人ひとりの意識の向上と、それから実践力の向上が求められます。

3番目の質問になります。地域の環境美化運動のさらなる推進の方途について町の考えを伺います。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○生涯学習課長（中込裕子さん）

町では、田植期を迎える4月の水路清掃で側溝などに堆積した土砂を除去し、流路の確保と水路からの悪臭や害虫の発生を抑える活動をしております。

また、5月と9月にはごみや空き缶を拾うクリーンキャンペーンを実施しております。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。本年度はコロナの影響もあり、町全体のクリーン活動は確か2回実施されていると思います。1回目の春の活動は、コロナの大変な時期でもあったので、箱原地区のみが実施したと私は把握しています。鰯沢北区では秋のクリーン活動実施日に地域のクリーン活動を実施し、その後、戸川周辺の清掃活動と草刈り活動を実施しました。多くの区民が自主的に参加して、地域や戸川の環境美化、環境整備に努めました。継続的、日常的な環境美化運動を推進していくことが大切だと思います。こうしたクリーンキャンペーンもやはり継続してやっていく必要があると思いますがいかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

継続的な、日常的な環境美化活動についてのご質問ですが、町では令和元年6月16日から毎月16日を「エコの日」と定め、「エコの日には地球に良いことをしましょう」ということで、水路へのごみの投げ捨て等を止めましょうといった町内放送での呼びかけを行っております。

また、クリーンキャンペーンにつきましては、各地区が中心となり実施をしておりますので、各地区の区長さん並びに環境衛生委員長さんなどのご意見を伺う中で、検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ぜひ、こういった取り組みを継続して、なおかつ、本当は大勢の人たちが、これこそ自主的に参加していける。もっと言えば、こういった活動が定着すればボランティア活動でどんどんやっていけるような取り組みがなされていけ

ばよいと思います。

再質問をお願いします。地域の環境美化運動には、子ども達にも参加を呼びかけるとよいと思います。先ほど環境教育の推進ということが課長の口からも出ましたが、子どもたちも地域の一員です。地域の大人と子どものコミュニケーションを深める機会にもなります。相互に地域の環境保全について意識を高めあう機会にもなると思います。これは、ボランティア活動というよりかも、義務人足。地域で住んでいる人たちが果たす義務というような取り組みとっていいと思うんです。義務人足のような活動になりますが、安全面も考慮してどのように実施するか、環境衛生委員会等で検討してみたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまのご質問にお答えします。クリーンキャンペーンへの子どもたちの参加につきましては、広報などでキャンペーンを周知する際に、安全面を考慮する中で、子どもたちも一緒に参加できるような呼びかけを行って参りたいと考えます。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

鯉沢小学校では、長年に渡り毎月第2水曜日をごみ拾いの日として、通学時に子どもたちがごみ拾い運動を実施しています。ごみ拾いをする事により、ごみを捨てない人になってほしいという学校の思いのこもった活動でもあります。京都精華短期大学で福祉学の講師をしている勝山紘子さん。この人は全盲学生のアメリカ留学という本も出していて、大変ポジティブに活動をしている人ですが、道に落ちているごみを進んで拾うこと、進んで自主的にやればこれもボランティアだよ。ごみを捨てないで持ち帰ることも進んでやれば、これも立派なボランティアなんだよということを子どもたちに話してくれたことがありました。自分にできる地道な活動を継続することが大切だと思います。

4番目の質問になります。地域の環境美化の推進のために、ごみの投げ捨てやペットの糞の放置を自粛することを盛り込んだ新たな環境美化条例を策定できないか伺います。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ご質問にお答えします。町では「きれいなふるさとづくり条例」の中の「生

活環境の清潔の保持」にある「何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。」という条文に基づき、環境美化の推進を実施しておりますので、新たな環境美化条例の制定は考えておりません。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

今の時点で新たな環境条例の制定は考えてないということですが、再質問いたします。平成31年4月1日現在、山梨県では12の市町、全国では800を超える自治体のごみの投げ捨てや犬の糞を抑制する項目を盛り込んだ条例を制定しています。現在はさらに多くの自治体が条例化しているものと思われます。罰則規定を盛り込んだ条例もあります。甲斐市のまちをきれいにする条例をみると、第26条に動物愛護の管理について、第27条から第31条にごみの投げ捨て及び飼い犬、飼い猫の糞の放置禁止についても定めています。現在、課長さんがおっしゃられたように、富士川町には、富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例。これは多分に廃棄物の抑制の条例だと思います。それから、富士川町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例。これは自動販売機の設置に関しての条例だと私は理解していますが、富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例では、産業廃棄物の規制を図るとともに、町民にごみの減量化やリサイクル、リユースの循環型社会の推進を呼びかけています。第1章総則第6条、生活環境の清潔の保持の第3項に、先ほど課長さんがおっしゃったように、「何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。」と記されていますが、具体的にごみの投げ捨てとか犬の糞等の放置に関する条項が明記されている条例はありません。先ほども申し上げましたように、罰則規定を設けて条例で取り締まるのではなく、条例により意識の啓発を図ることは大切だと思います。二酸化炭素排出ガスの削減を推進し、先ほど小林有紀子議員の一般質問にもありましたが、2050年のカーボンニュートラル社会の実現を目指す情勢も踏まえて、町の環境に関するこういった条例を見直すことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまのご質問にお答えします。ごみの投げ捨てについては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の中で不法投棄に該当になります。また犬の糞の放置については「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」において、動物が公

共の場所や他人の土地等を汚損・棄損しないよう必要な措置を講ずる、飼い主の遵守事項が定められております。こうした法律、条例に基づき今後も対応して参りたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

町としても、少しずつでも前進するように取り組んでいただけたらと思います。

再質問です。スイスとの国境付近にあるフランスのブザンソン市は、世界文化遺産に登録されている城壁を中心に広がる城下町であり、作家のビクトル・ユゴー。これはレ・ミゼラブルを書いた作家ですが、誕生市としても有名です。文化活動も活発で、さまざまなジャンルでの国際音楽祭が開催されています。小澤征爾さんは、ブザンソン国際若手指揮者コンクールで優勝し、国際的に認められ活躍しています。このブザンソン市が大変荒廃した時期がありました。町にはごみや空き缶、たばこの吸い殻等が散乱し、覚せい剤が蔓延したそうです。私は1991年に文科省の海外研修でこのブザンソン市を訪れました。町の中学校、高等学校を訪問しましたが、本当にたばこをどうするかというよりも、薬物防止対策に明け暮れたときもあったようです。市ではこの状況を克服しようと、徹底した社会的、環境的な各種施策、環境イノベーションを推進しました。その結果、環境美化が推進され、落ち着いた町に生まれ変わりました。フランス最初の緑の都市を宣言し、フランス新幹線TGVの駅を誘致したこともあり、観光客も増え、現在はフランスでも生活水準の高いまちになっており、環境美化、環境保全推進のまちとしても注目されています。環境イノベーション推進地域として、町そのものを世界遺産に登録しようとしている働きかけもしています。

「ごみの投げ捨てをしないでください」「犬の糞の跡片付けを」というような看板がなくても、日常的にきれいで衛生的な環境が整ったまちづくり、2050年カーボンニュートラルを目指すまちづくりを推進することが大切だと思います。現在は、新庁舎建設など必要な町のインフラ整備を進めているところであります。一方で、町や地域の環境美化を推進し、社会的、環境的生活水準の高い町を目指すことも私は必要だと思いますが、町長の所感をお聞きしたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

環境は、もう30年以上前から唱えられている、今地球上の大きな課題だと

思います。山梨県でも30年前に環境局というひとつの部署を立ち上げまして、環境局長以下、当時は4Rといった時代でありますけれども、いろんな環境対策を取り組んで参りました。その前は「消費は美德」という言葉があつて、高度経済成長のときには何でもかんでも買ってもらいたい。そして要らなくなれば捨ててもらいたいと時代でありましたが、その後の社会環境の変化から、リデュースという言葉が出てきました。最初はリデュースが1番、私は原点だと思います。不要なものは買わない。SDGsも同じような考えを持っておりますけれども、やはりこれはもう30年以上前からの世界的な取り組みの課題でありますので、ぜひ今回を機に世界的にゼロカーボンシティを実現してもらって、2050年が早いか遅いかわかりませんが、ぜひ持続可能な社会をつくっていただければと思っています。

また、富士川町も今ごみの減量化ということをうんとやっております。これは焼却ごみをうんと減らしていきたい減量化であります。減量化するには、分別をしていただくことが1番であります。分別することによって、かつてのごみが再資源として再利用できるということから、リサイクルステーションを設置しながら、住民の皆さんにはそこへ運んでいただいて分別をしていただきながら、持続可能な社会へ、都会の資源を使いながらの資源活用をやっていただいている訳でありますけれども、ぜひ全国民、当然富士川町も個人から、家庭から、学校から、事業所から、行政から、皆がそろって取り組んでいかなければいけないのではないかなと思っています。

山梨県の話をしました。30年前に環境首都宣言というのをやりました。これは5項目をやった宣言であります。これでなかなか皆さんが動いていただけないということから条例を作りました。名前が良いか悪いか知りませんが、幸住県条例という条例であります。幸住県計画があつての幸住県条例だと思いますけれども、いまだにこの条例は生きております。そういった県の条例のもとに、我々はやっていけば良いのかなと思っています。そしてまた、環境というか美化も含めて環境は非常に幅広いものでありますから、先ほど課長が答弁をさせていただいたように、国の方では廃掃法という法律がひとつあります。これは罰則がついている法律であります。不要なものは全部この廃掃法に基づいて、最終処分までチェックができるようになっておりますが、これは事業者には与えられた責務であります。一般の住民は、そういうものはありませんから県の方でまた、今言った幸住県条例、そしてまた犬等の愛玩動物につきましては、動物の愛護及び管理に関する条例というものを作つてありまして、先ほど来言っていますように飼い主の遵守事項も決められております。ぜひそういう法律あるいは条例があるということもこれからPRをしていかなければなりませんし、町のごみもこれを分別することによって資源化できる。そして、ど

うしてもごみとして処理をできないものは焼却ごみ、あるいは粗大ごみとして出していただく。そういったことを、さらに徹底していきたい。これにはやはり環境教育だと思います。当然口すっぱく言ってもわかっていただける方と、わかってもついちょっと、すべてが網羅していなければ、それが資源化できないというところもあります。そういう中で、ぜひ行政のほうもこれから住民の皆さんに、しっかりとゼロカーボンシティを目指していく中で、皆さんにも分別をしっかりしていただく。そして不要なものは買わないとか、そういったリデュースの考え方もお伝えしながら取り組んでいければと思っています。

当面、国の法律、県の条例、そして町もきれいなふるさとづくり条例というのを作って、これは焼却ごみを減らしていくということですから、この中では特に2Rが中心になっている気もしますけれども、そういったものも含めてこれからのリデュースも含め、もしこのうちの条例が不備であるようであれば、罰則も含めて条例の検討もしていかなければならないかなと思っていますが、罰則をつけるばかりが良いことではありませんので、もう少し住民に対する、また企業に対する環境教育を町が中心になってやっていければと思っています。2050年といってもそんなに時間があるわけではありませんから、これは急いで取り組んでいかなければならないと思いますが、ぜひゼロカーボンだけではなくて、環境美化という広範囲な視点で物事に取り組んでいきたいなと思っています。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

通告2番目の質問になります。令和3年度当初予算に鰯沢サービスセンターの業務継続費用が盛り込まれています。しかし、新庁舎への移行に伴い、鰯沢サービスセンターをどうしていくのかもひとつの課題になっていると思います。鰯沢サービスセンターの住民サービス機能の、令和4年度以降の継続について町の考えを伺います。

○議長（長澤健君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまの鰯沢サービスセンターの住民サービス機能の継続についてのご質問にお答えします。鰯沢サービスセンターでは、教育文化会館内において、主に住民票の写し、印鑑証明書、戸籍・税務証明書等の発行業務や一部の申請書の受付業務を行っております。その取扱い件数は、ここ数年、前年度の3割減となっており、利用の減少が続いております。

今後の鰯沢サービスセンターの在り方については、令和5年1月に教育文化

会館の業務が新庁舎へ移行することから、令和3年度上半期までには方向性を決めて参ります。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

現在、鰺沢サービスセンター職員は、町民生活課職員として住民サービス業務を行うとともに、必要に応じて教育委員会の事務補助も担っていると承知しています。住民サービスの活用度は年々低くなっていることも私も承知しています。マイナンバーカードの普及により、ますます活用度は低くなることも予想されます。しかし、鰺沢、中部、五開地区や穂積地区の高齢者の中には、まだまだ鰺沢サービスセンターを必要としている人もいます。頼りにしている人もいます。現教育文化会館が新庁舎に移行になっても、例えば、新図書館の中に住民相談にのったり、住民サービス機能が継続できるような配置をしたら良いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

財務課長 早川竜一君。

○財務課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。新町立図書館は、現在の図書館業務の一層の充実を目指し、本来の図書館業務を最重要に整備するものと考えております。鰺沢サービスセンター機能については、サービス提供に必要な機器の確保を含め、まず、それぞれの業務の継続の必要性を検証し、総合的に判断して参りたいと考えております。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

確におっしゃるとおり、新図書館の事務機能の充実もしなくてはならないと思いますが、一方でそういった住民に優しい行政サービスも継続してほしいなど。また町の文化会館等の管理人の方に、そういった業務を引き継いでいただいても良いのではないかなと思います。以上で私の質問を終わりにします。

○議長（長澤健君）

以上で通告6番 5番 望月眞君の一般質問を終わります。